海区漁業調整委員候補者の選定基準 (学識経験者委員)

	評価項目	主な基準	採点	評価点
1	漁業団体等又は水 産関係教育機関か らの評価 (20点)	漁業団体等からの推薦		20
		水産関係教育機関からの推 薦		20
		なし		0
		小計	0	20
	漁業への見識度・ 精通度 (30点)	(1) 海区漁業調整委員会委員歴		
2		委員歴あり		10
		委員歴なし		0
		(2)漁業団体等、水産関係教育機関又は水産行 政機関の職歴		
		10年以上		20
		10年未満		5
		なし		0
		小計	0	30
3	漁業に関する識見 を証するもの及び その他の評価項目 (30点)	(1)漁業に関する学識経 験を証する資格等(博士、 水産行政経験等)		15
		(2)漁業関係の知見 (国・県・市等の委員及び 漁業団体等又は水産関係学 会理事等)		15
		小計	0	30
4	その他の評価項目 (10点)	女性		10
		小計	0	10
5	推薦理由・応募動 機の明確度(10 点)	個人、法人・団体等が推薦 した理由、又は本人が応募 した動機が明確で、説得力 があるか		10
		小計	0	10
		点数	0	100

説明

学識経験者として、その能力を客観的に判断するためには、本人からの実績の報告の他、その分野での評価も要するため漁業団体等又は機関からの推薦を受けたものは評価をする。ただし、いずれも任意団体を除く。

なお、複数の団体や機関からの推薦があった場合で も、最大で20点までの配点とする。

海区委員は、「漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者」のうちから任命する必要があるため、海区委員の経験がある者の方が好ましい。

同上の理由により、学識経験者委員は、自らの専門分野についての見識の深さが必要とされるため、関係する団体等や機関の職歴の長さについて評価を行い、加点する。

学職経験者として、その能力を客観的に判断するため の実績については、資格等の有無によって評価する。

国や県、市の委員等の経験又は、漁業団体等あるいは 水産関係の学会の役員歴等がある場合、海区委員会についても職務を適正に行うことができると考えられること から評価・加点する。

海区委員の任命に当たっては、海区委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないが、漁業者委員を含めた全体の委員構成においても女性委員は比率が少ないことから加点をすることで、偏りを正す。なお、学識経験者委員は、見識の深さを重視することから、年齢については漁業者委員と異なり60歳未満の加点は行わない。

推薦理由、応募動機について客観性があり、海区委員としての使命を十分理解した上での推薦・応募となっているかを確認する。